2006年10月25日

監査法人等の責任のあり方について

委員 上柳敏郎

## 1 刑事責任について

虚偽証明等を行った公認会計士を社員とする監査法人に刑事罰を科すことについて、条件付きで賛成する。

監査法人は、監査契約の当事者であり、監査業務の適正な遂行について統制をできる立場であり、またその責任があるというべきであり、責任の所在を明らかにするためにも、また、違法行為抑止のためにも、刑事責任を問うことは必要かつ相当である。

ただし、刑事罰の適用については謙抑的であるべきであり、その適用手続は適正でなければならず、また、すくなくとも導入時の罰金額等は控えめとすることが相当と考える。

## 2 行政責任について

一定の事由がある場合の業務改善命令の導入について、条件付きで賛成する。

行政責任を適切に問うために、業務改善命令の導入は必要かつ相当である。

ただし、行政権限発動が恣意的にならないよう、過剰発動の是正措置及び消費者・投資者から行政当局に対する権限発動申立制度が導入されるべきである。過剰発動も問題であるし、あわせて、発動されるべきときに発動されないことも問題である。

## 3 民事責任について

監査法人における社員の無限連帯責任の見直しについては、時期尚早と考える。

原理的ないし一般論としては、一定のガバナンス整備及び開示、財産規制の整備を条件に、民事責任を一部有限責任とすることは検討されてよい。しかし、今回の検討は、不祥事が顕在化し、そのための法制等整備をしているものであり、時期尚早である。今回の整備等の効果の検証をしたうえで、有限責任の是非を決するべきと思う。

## (参考)

「監査法人のパートナーは法的に債権者からの賠償請求に対して無限連帯責任を負っている。・・・したがって、他のパートナーの行動原理としては、自分が抱えているクライアント以外の監査リスクに対してものすごく敏感になる。自分が直接関与していないクライアントのスキャンダルのせいでとばっちりを喰ったらかなわないから、審査での突っ込みも厳しくなるし、パートナー間での緊張関係、相互チェック機能が高まるわけだ。・・」

田中慎一『ライブドア監査人の告自』(ダイヤモンド社、2006)205頁